21世紀の共生社会をめざす 新たなパートナーシップの実現

NGOかながわ国際協力会議(第1期) 最終報告

2000(平成12) 年10月

神奈川県知事

NGOかながわ国際協力会議(第1期)最終報告について

現在、市民が様々な分野に進出し活動していますが、国際交流・協力の分野や外国籍県民への支援でも、その活動の着実な担い手として注目されています。特に神奈川県は、市民の自主である活動が大変活発な地域であり、今後もその活動の場は一層の広がりを見せ、また様々なかたちで自治体と協力していく機会が増すことと考えています。

第1期NGOかながわ国際協力会議は、1998年11月のスタート以来、これまで10回の会議を 開き、県の国際政策への提言、県とNGOとの連携及び県内NGO間の連携に関することについて協議を重ねてまいりました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を で協議を重ねてまいりました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を で協議を重ねてまいりました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を では、たいました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を では、たいまないました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を では、たいまないまないました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を では、たいまないまないまないまないまないまないまない。

また、特に、外国籍県民かながわ会議とは、互いに協力し合い、多文化教育研究会や外国人におきたいはないがいる。 住宅問題研究会を設置し、提言に盛り込んだ教育指針の改定や外国人居住支援システムの構築について、両会議のパートナーシップのもと、たいへん実り多い成果をあげることができました。このたび、2年間にわたる第1期の任期満了に伴い、これまでの協議結果を知事への提言として取りまとめました。県とNGO、またNGO間の連携を強化し、NGOのさらなる県政参加を促進するためにも、この提言を県政に反映していただきますよう、御尽力をお願いいたします。

· **岁**

1 知事への提言

	(1) 基本的視点 -21世紀の共生社会の実現ー	1
	************************************	3
	た ぶんか きょうせい ① 多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について	4
	② 地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し	5

	(1990年3月23日制定)」の改定について	6
	こくきいきょうりょくぶかい (3) 国際協力部会からの提言	9
	① 国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働について	10
	しぜんさいがい きんきゅうじ たいおう	12
	こくさいきょうりょく こくさいりかい かん きょういく そくしん ③ 国際協力、国際理解に関する教育の促進について	13
2	でいげんい が い	14
3	^{かいきかつどうじょうきょう} 会議活動状況	15
4	参考資料	
		19
	(2) 外国人登録者の状況の推移(神奈川県)	20
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
		21
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
	(6) 在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針	
	(1990年3月23日 神奈川県教育委員会制定)	22
	(7) NGOかながわ国際協力会議設置要綱	23
	(8) NGOかながわ国際協力会議運営要領	25
5	กกลอกเห 委員名簿	27

1 知事への提言

(1) 基本的視点 -21世紀の共生社会の実現ー

現在、神奈川県内には、155の国、地域の約11万6千人(およそ県民73人に一人)の外国籍住民が生活している。これらの人々は、同じ地域にともに暮らす隣人でありながら、言葉・文化・習慣などの意味といる。これらの人々は、同じ地域にともに暮らす隣人でありながら、言葉・文化・習慣などの意がにより、住居、職業などの面で不便な生活を強いられるなど、地域によってもは、対している。これられていまり、住居、職業などの面で不便な生活を強いられるなど、地域によってもは、対しているとは言い難い状況がある。この背景には、現状にそぐわない社会制度や、異なった価値観や文化ではは、対し、では、対し、では、対し、では、対し、関係の意識や社会性にも一因がある。

国際社会に目を向けてみると、インターネットなどの情報通信技術の著しい進歩により、世界中のまた。 ひとびと しゅんじょ まな じょうほう きょうゆう かのう けいざい しゃかい ぶんか 多くの人々が、瞬時に同じ情報を共有することが可能となり、経済、社会、文化など、さまざまなすがでのグローバル化が進展している。一方で、民族的・文化的・宗教的な違い等に基づく紛争、貧困、しまれない しょうになった。 たんさん しょりょう へんざい しょうになった こまれない しょう かんそくてき ぶんかてき しゅうきょうてき ちが とう もと ふんそう じんこん しんけん しょくりょう へんざい しょうに しょうに しょうに ないましゃかいかいはつ すす まな ちきゅうじょう く しゅん

ひとりひとりを大切にした地域社会開発を進め、同じ地球上に暮らす市民として、ともに豊かな生活を享受し、発展していくことのできる仕組みづくりの必要性が、強く認識されるようになっている。

こうした地球規模の問題の背景には、それぞれが持つ伝統や文化、個性を尊重し、認め合い、また財け合うという、同じはないとなったが聞としての意識が、十分に言っていないことがあげられる。こうしたことから、地域社会、国際社会の双方で、多様な文化を理解し尊重する、多文化共生社会の実現が必要であり、そのために、ひとりひとりの自覚とともに、成熟した市民の社会的な広がりのある活動が求められている。

神奈川県では、多くの市民活動団体が、国の内外を問わず活発な活動を行っている。特定非営利活動促進法の制定など、市民の自主的かつ主体的な活動のための社会環境整備も進みつつあり、今後さらにその活動の機会が広がり、多様なパートナーシップを推進していくことが期待される。

NGOかながわ国際協力会議では、「21世紀の共生社会の実現」を基本的な視点として、NGOとかながわすりない。 かながわけん。 かながわけん。 かたいかかわる課題を協議する「国際協力部会」の2つの部会を設け、それぞれに分かれ協議を進めた。

また、外国籍県民かながわ会議と協力して「多文化教育研究会」を設置し、共生社会実現の推進 また、外国籍県民かながわ会議と協力して「多文化教育研究会」を設置し、共生社会実現の推進 方策を検討した。その結果、実効性、緊急性を考えて、次に示した11項目を、第1期会議の最終提 がな

「NGOの定義」についてーNGOかながわ国際協力会議の協議の前提としてー

NGOとは、英語のNon-Governmental Organizationの略称で、もともとは、国連が政府以外の民間団体との関係において使用していた言葉だが、現在では一般に広く使用されている。

<提言一覧>

- 1 活動推進部会からの提言
- ① 多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について
- 提言1 在住外国人支援NGO、外国人コミュニティ、外国籍県民の諸団体によって構成される、多文化共生を めざしたNGOのネットワーク組織の設立支援を行い、在住外国人をめぐる課題解決のため、政策立案、 施策運営の両面でこのNGOネットワークとパートナーシップを組むこと。
- たいげん た ぶんかきょうせい たい にゅっせい さいだいげん そんちょう かっとう きょてんせいび うんえいかん 提言2 多文化共生NGOネットワークに対し、その自立性を最大限に尊重しつつ、活動の拠点整備や、運営面でのサポート、事業委託などの支援を行うこと。
- ちきゅうしみん ② 地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し
- 提言3 地球市民かながわプラザを、多様な国際活動の場として、使いやすい利用者本位の施設とするため、そのあり方を見直し、さらに(財)神奈川県国際交流協会にその運営を任せ、多文化共生NGOネットワークをはじめ、多くのNGOや、外国人コミュニティの参画のもとに運営を行うこと。
- 提言4 (財)神奈川県国際交流協会が、NGO、外国人コミュニティを支援するためのリソースセンターとして、相談、を文化教育、人材育成などの機能を充実・整備するため、必要な支援を行うこと。また、協会職員として、外国籍県民を積極的に採用するよう要請すること。

- こくさいきょうりょくぶかい ていげん 2 国際協力部会からの提言
- たいけん も せんもんぎじゅっ せんもんじょうほう ていきょう てきせい ぎじゅっ きょうどうかいはっ 提言6 NGOの国際協力活動に対し、県の持つ専門技術や専門情報を提供したり、適正な技術を共同開発するといったい。 かいったい かんじっ かいったい かんしゃ かんじゅう かんじゅう かんじゅう かんじゅう できれん ぎじゅっ かんじゅう かんじゅう できれん きょうどうかん かんじゅう できれん きょうじゅう かんとう はんしん さい できれる という できれん きょうどう はんしゃ できょう けんとう 職員を派遣するなど、NGOとのパートナーシップ事業を検討すること。
- ____ しぜんきいがい きんきゅう じ たいぉう ② 自然災害など緊急時における対応について
- 提言7 国内外における災害などにおいて、緊急に援助が必要となる場合、NGO、地方自治体、(財)神奈川県 国際交流協会等が中心となり、「緊急援助委員会(仮称)」を設置するなどして、一体的、効率的な援助体制の確立を図るために必要な支援を行うこと。
- 提言8、「緊急援助委員会(仮称)」の要請により、自治体職員の医師・看護婦などの医療技術者を海外を含めた災害現場に派遣する制度を検討すること。
- でいげん もんきゅうさいがいじ えんじょぶっししゅうせきばしょ かっとうきょてん ちほうじ ちたい ゆうきゅうし せっとう かっよう けんとう 提言9 緊急災害時の援助物資集積場所や活動拠点として、地方自治体のもつ遊休施設等の活用を検討する とともに、その利用規約等の策定にあたっては、NGOの参画のもとに行うこと。
- こくさいきょうりょく こくさいりかい かん きょういく そくしん ③ 国際協力、国際理解に関する教育の促進について
- 提言10 子どもたちの国際協力や国際理解に関する意識の啓発を図るため、国際理解に関する授業を拡充するとともに、授業プログラムづくりにNGOや外国籍県民が参加し、さらに講師として学校教育現場へ派遣する仕組みをつくること。
- でいけん。 けん しちょうそんしょないん きょうしょいん たいしょう こくさいりかいけんしゅう じゅうじっ はか とく きょうしょいん まょうしょいん まょうしょいん まょうしょいん 大き でんか ないしょう こくさいりかいけんしゅう じゅうじっ はか とく きょうしょいん 推員については、 サール にも ボール できない 大きに 教職員については、 サール にも ボール できない 大きにより、NGO等が実施するスタディツアーへの参加を促進すること。

(2) 活動推進部会からの提言

ていげん しゅし ちぃき <提言の趣旨>-地域における多文化共生社会をめざしてー

神奈川県では、近年の在住外国人の定住化傾向に伴い、行政を中心とした対応では解決できない、さまざまな問題が生じてきた。これらの問題の解決および外国人の生活支援のため、多くのNGOが生まれ、より住みやすい地域づくりをめざし、いろいろな活動を展開している。NGOは、問題に即した柔軟な対応、相互の迅速な情報交換や連携によって、縦割りの行政機関には対応の難しい迅速な情報でもなる体制づくりや、個別課題の解決に取り組んでいる。国際化の進む地域社会において、いまや、NGOの存在が必要不可欠といっても言い過ぎではないだろう。

しかし、このNGOの活動や行動力は、地域社会において、重要な社会的資源として十分に評価されているとは言い難く、また、本来、地域社会運営のカウンターパートであるべき行政との連携も十分とは言えない。

そこで、神奈川県における「多文化共生」を実現するため、「多文化共生ネットワーク」の立ち上げ、
せいさくりったんがっこう ちいき こくさいりかい たぶんかきょういく
政策立案、学校や地域における国際理解・多文化教育などの事業の推進、地球市民かながわプラ
ザなどの施設運営等、多様なレベルでの行政とのパートナーシップを求めるものである。

〇地球市民かながわプラザ

子どもの豊かな感性の育成、地球市民意識の醸成、国際活動の支援を目的として、関連イベントの実施や、子どもの国際理解、国際平和などのテーマ展示を行っている。

〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 (最寄り駅:JR本郷台駅)
TEL:045-896-2121(代)

〇(財)神奈川県国際交流協会

人と人、地域と地域の国際交流及び国際協力を積極的に推進し、県民の福祉の向上、世界の へいわりはってん。 平和と発展への寄与を目的に、昭和52年5月設立された。

く提 言>

① 多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について

- 提言1 在住外国人支援NGO、外国人コミュニティ、外国籍県民の諸団体によって構成される、多なかをようせい 文化共生をめざしたNGOのネットワーク組織の設立支援を行い、在住外国人をめぐる課題 解決のため、政策立案、施策運営の両面で、このNGOのネットワークとパートナーシップを組むこと。
- 提言2 多文化共生NGOネットワークに対し、その自立性を最大限に尊重しつつ、活動の拠点整備や、運営面でのサポート、事業委託などの支援を行うこと。

りゅう はいけい (理由・背景)

- 在住外国人支援NGOの活動範囲は、日本語教室の開催、子どもたちへの教育支援、生活相談や労働利談、女性の一時避難施設の運営や自立支援など、多岐にわたっている。そして、同じ分野で活動しているNGO同士、あるいは異なる分野で活動するNGO同士が、地域レベルでネットワークを組み、相互に補い合い、連携して活動している。
- しかし、これらのNGOのネットワークは、地域レベルにとどまっており、より広い範囲の連携については未整備で、公的制度の改善などを実現させるまでには至っていない。
- 一方、当事者である外国籍県民の間では、長い在日経験と活動実績を持つオールドカマーによる民族団体を除くと、NGOやボランティアの支援を受けながら、互いに助け合い、情報を共有し合う、同国人同士のコミュニティや互助団体が少しずつ形成されながらも、なかなか広がっていかない現状がある。
- 在住外国人支援に取り組んでいるNGOと、当事者である、外国人コミュニティ、民族団体、外国 業にはなる。 籍県民の諸団体が、幅広いネットワークを組むことによって、次のような課題に効果的に取り組むことが可能となり、地域における多文化共生をさらに推進することができる。
 - *在住外国人に対する生活支援、情報発信、相談体制の整備
 - 災害時における在住外国人に対する緊急支援
 - たぶんかきょうせい してん がっこう こくさいりかいきょういく すいしん・多文化共生の視点からの、学校における国際理解教育の推進

② 地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し

提言3 地球市民かながわプラザを、多様な国際活動の場として、使いやすい利用者本位の施設とするため、そのあり方を見直し、さらに(財)神奈川県国際交流協会にその運営を任せ、多なからでは、というのようないでは、からなが、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、多くのNGOや、外国人コミュニティの参画のもとに運営を行うこと。

提言4 (財)神奈川県国際交流協会が、NGO、外国人コミュニティを支援するためのリソースセンターとして、相談、多文化教育、人材育成などの機能を充実・整備するため、必要な支援を行うこと。

^{」。 ៖。ラカいレュメい。 がいこくザモ゚けんみん せっきょくてき ţいょう また、協会職員として外国籍県民を積極的に採用するよう要請すること。}

(理由・背景)

- 一方、NGOや外国人コミュニティの活動の活発化にともない、(財)神奈川県国際交流協会を核からきません。こうと、にようほうでします。 じんてき ぶってきたいまう のぞ とした、活動拠点や高度な情報提供ニーズへの人的、物的対応が望まれており、さらに、地球市民かながわプラザの機能を有効に生かした組織の改編や、運営体制の見直しが求められている。
- こうした状況の変化に対応するため、地球市民かながわプラザの運営を、多文化共生社会の実現という視点から見直すとともに、長年にわたって地球市民学習やNGO支援の争で活動実績をもつ(財)神奈川県国際交流協会を、地球市民かながわプラザのより有効な運営母体として位置づける。その際、同協会が、以下のようなリソースセンターとして機能するための支援を行う必要ある。
 - (i) 情報センター機能の充実

団体情報、国際交流関連施設、地域のネットワーク、海外NGO情報などを集約し、インターネットを使って提供するほか、ネット上で情報交換を行う。

また、災害発生時などには、このネットワークを活用して、緊急支援体制を立ち上げる。

(ii) 相談窓口の設置

常設の相談窓口を設置し、上記のリソース(情報)を提供する。窓口の運営には、ボランティア、NGOを活用し、また当事者間が相談を行うための場所を提供するなど、柔軟な運営に努める。

た ぶんかきょういく じんざいいくせい
(iii) 多文化教育・人材育成プログラムの提供機能の充実
た ぶんか こくさいりか いきょういく かん

を まるか こくきゅうか いきょうにく かん かん かいはつ かっこう ていきょう た ぶん かきょういく 多文化・国際理解教育に関するプログラムを開発し、学校などに提供するほか、多文化教育の人材や団体の育成を行う。

③ 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針(1990年3月23日制定)」の改定について

提言5 県教育委員会が制定した「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」(1990年3月23日制定)を「多文化共生社会」の実現をめざして、関係する幅広い層からの多様な意見を採り入れて改定を行うとともに、基本方針の実効性を確保するため、必要とされる施策を実施すること。

りゅう はいけい (理由・背景)

- 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」は、外国籍県民の教育における人権尊重を理念として制定されたが、その後10年が経過し、この間、外国籍県民にかかわる状況は、国籍やその構成が多様化するなど、たきく変化してきている。また、国において「人種差別散廃とは、国籍やその権利条約」などが批准され、人権尊重の精神がより重要なものとして幅広く認識されるものとなった。
- 一方、在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みについて、いまだ差別や偏見の解消には 至っていない。過去の歴史的な経緯を踏まえ、引き続き、取り組みを強化していくことが求められて いる。
- □ 以上のことから、現在の「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」を、地はしまかいぜんたい いしき へんかく きょういくしょう く たぶんかきょういく してん かいてい ひっょう 域社会全体の意識を変革する教育上の取り組み(多文化教育)の視点で改定する必要がある。

く「多文化教育」とは>

NGOかながわ国際協力会議では、協議の前提として、「多文化教育」を次のように定義した。

ひとりひとりの違いを認め、多様な人々がお互いにその固有の文化、言語、生活習慣、歴史などに対する理解を深めることにより、その相違に起因する差別や偏見をなくし、それぞれのアイデンティティを尊重する態度を養うとともに、すべての人々に対し教育の機会均等を実現させることをめざす教育

ア。改定の視点

- ・21世紀を担うすべての子どもたちのために基準を関うしかで変える理念として、1990年以降、日本がまれた。 「世紀を担うすべての子どもたちのために基準である理念として、1990年以降、日本がまれた。 採択した「子どもの権利条約」「人種差別撤廃条約」等に掲げるところの、「すべての人々に保障されなければならない諸権利」について盛り込むこと。そのために、これまでの取り組みの検証とまた。 新しい視点による未来へのビジョンを、「すべての人権尊重」を基盤として策定される必要があるのがある。
- ・ 在日韓国・朝鮮人にかかわる歴史的な経緯を踏まえた取り組みを、さらに進めていく必要性に留意すること。
- ・ ニューカマーの児童・生徒が抱える、「言葉」「文化」「習慣」などの違いから生じる課題の解決に

 ・ は、 かまりに しゅ

 ・ たまりに しゅ

 ・ 向けた道筋を示すこと。
- ・国際結婚の増加に伴う子どもたちの存在に留意すること。
- ・生涯学習の分野において、外国人の学習権を保障するとともに、社会教育における「多文化教育」の取り組みを明確に位置付けること。
- ・ 神奈川県全体で、多文化共生社会実現に向けて教育分野での取り組みのための方針が必要であり、マイノリティの人権保障の重要性を踏まえたものであること。
- ・21世紀を担う子どもたちのために、地域社会全体で教育に取り組む方向性を示すために作成すること。

イ 改定の方法

- ・教育現場及び地域社会における「多文化化」の現状を十分把握した上で改定を行うこと。

ウ実効性の確保

- ・ 基本方針に掲げる理念を具体化するためのアクションプラン(行動計画)を策定すること。
- ・基本方針が、時代の変遷により形骸化しないよう見直しを行っていくこと。
- ・ 庁内に基本方針にかかわる横断的な推進体制を整備すること。

- 〇また、「多文化共生社会」の実現に向けて、基本方針をより実効性のあるものとするため、次のような 施策が必要である。
 - ・外国籍や国際結婚家庭等の児童・生徒に関する状況の把握に努めること。

 - ・外国籍児童・生徒が母国の「文化」「言葉」を学ぶための環境を整備すること。
 - ・外国籍児童・生徒及びその保護者が抱えている課題を相談しやすい体制を整えるとともに、教育に関して外国人差別などの問題が生じた場合に対応するケースワーカーを設置すること。
 - ・生涯学習で、外国籍県民の社会参加と生活支援のための日本語教育を保障すること。
 - ・ 2002年度から実施される「総合的な学習の時間」において、外国籍県民やNGOの協力の下で、「多文化教育」を実践すること。
 - ・地域の拠点として、放課後や休日の学校、公民館、外国人学校などを活用し、学校教育だけではかいますが、ないますが、ないますが、かっとうますが、かっとうますが、かっとうますが、かっとうますが、かっとうともないであり、一般では、からないでは、からないでは、からないでは、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、ないからますが、からないでは、多文化教育」を推進すること。
 - ・基本方針に基づく取り組みを推進する、NGOや外国籍県民等を含めた第三者機関を設置すること。

(3) 国際協力部会からの提言

<提言の趣旨> -地球規模の共生社会をめざしてー

また、神奈川県は、東京、大阪に次いで人口も多く、貿易の地として輸出産業を中心に国内総生産の約6%を担っているなど、世界との結びつきも多く、与える影響も大きいといえる。このことから、世界で的な課題である貧困、平和、人権、環境などへの取り組みも、遠い国の他人のこととして考えることなく、県の取り組みとして、また、ひとりひとりに与えられた問題として考える必要がある。

そこで私たちは、資源に限りがあることを踏まえつつ、基本的な方向として、これまでの大量生産・たいりょうしょうひょいまで、大量当費・廃棄に基づく経済成長優先の価値観を見直し、自然と調和した循環型社会をめざす必要があるというコンセンサスのもとに協議を進めた。

一方、今日において、現地の要望に添った援助のあり方が問われる中、国のODAばかりではなく、 もいまれない。 地域に根ざしながら地球的価値観を有するNGOや、生活レベルの専門技術などが蓄積されている、 地方自治体による国際協力活動への期待が高まっている。

このことから、県民の中に地球規模の共生や国際協力に関する論議を巻き起こすために、国際協力・環境税の導入を考慮しつつ、県の事業予算のうち、ある一定割合を国際協力や地球環境の保全のために使うことを、NGOとともに検討することも討議された。

く提 言>

国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働について

ではなる NGOの国際協力活動に対し、県の持つ専門技術や専門情報を提供したり、適正な技術を #まうどうかいはっ こうしょう かくりっ かくりっ はってい ようけん まっとう The True にしている こう とこう まっとう サスト はってい まっけん まっぱん すい まっぱん まい 共同開発する仕組みを確立するとともに、一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対して は、必要により専門技術職員を派遣するなど、NGOとのパートナーシップ事業を検討するこ

りゅう はいけい (理由・背景)

- こくきいきょうりょく ぉこな 国際協力を行うNGOには、
 - はけん ままてん もう けんち ひと やと かずか かっとう 現地にスタッフを派遣し、拠点を設けて現地の人を雇い、自ら活動するタイプ
 - (ii) 現地にスタッフを派遣し、現地NGOをカウンターパートとして活動するタイプ
 - (iii) 現地NGOの要請に基づき、資金を提供し、そのチェックを行うタイプ などのタイプがあるが、特に(i)と(ii)については、現地の状況をきめ細かく把握し、血の通った援いまかん。 になる はいままりは、になる こくさいままりは、になる こくさいままりは、になる はいままりは、になる はいままりは、になる はいままりは、国際協力事業団(以下「JICA」と表示) からも重要なパートナーとして認識されている。

 「はんち ひとびと じりっせい おも いけんこうかん
 また、(iii)については、現地の人々の自立性を重んじ、意見交換しながら、共同プロジェクトを行

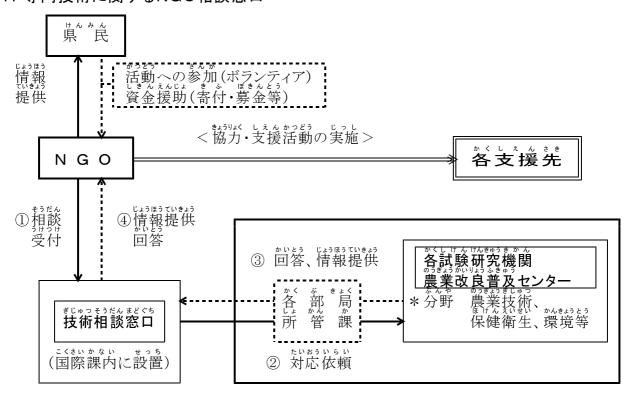
っていくという活動を通じて、多くの人々が参加できるという利点がある。

- しかし、農業技術や保健衛生、環境など、開発途上国への協力に不可欠な生活レベルの専門技 ばったいでは、NGOの能力を超えることが多く、その対応に苦慮している。
- 一方、地方自治体は、国際協力の必要性は認めながらも、相手国についての情報が得にくく、ままればいいようをよう。まではいてはいますが、また、財政状況も厳しいため着手が困難な状況にあるが、NGOには不足している前述のような専門 まじゅっ かん ちしき 技術に関する知識やノウハウは、幅広く蓄積していると思われる。
- そこで、NGOと地方自治体が手を組み、連携・協働することで、双方の弱点を補い合い、より質 たか こうりつてき こくさいきょうりょく かのう かんが の高い、効率的な国際協力が可能になると考えられる。
- でたいてき っき てん そうきゅう けんとう ねが 具体的には、次の2点について、早急に検討をお願いしたい。
 - 1 県国際課が窓口になり、NGOからの要請に基づき、専門技術を持つ県の各セクション、試験研 まゅうきかん かくりっ でんしょい あいだ しく かくりっ で せんしょう 完機関とNGO関係者との間をつなぐ仕組みを確立すること。 (次ページ 1.参照)
 - 2 一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対し、県は、専門技術の提供のみならず、技術職員 の派遣などの協力を行い、NGOとのパートナーシップによる国際協力プロジェクトを実施するこ と。 (次ページ 2. 参照)

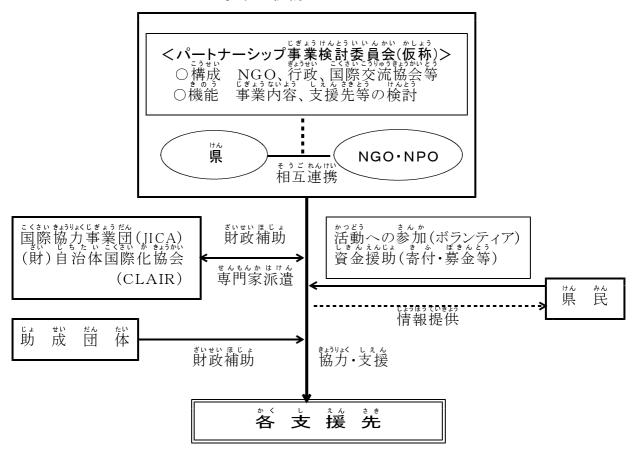
なお、財源については、JICAの開発パートナー制度や(財)自治体国際化協会(CLAIR)の開発 セメラリムにピォュラ
協力事業などを利用し、県とNGOの負担を抑えることを考える。

く自治体とNGOとの連携・協働 事業イメージ図>

t ももんぎじゅっ かん 1. 専門技術に関するNGO相談窓口



2. NGOとのパートナーシップ事業の検討



② 自然災害など緊急時における対応について

- 提言7 国内外における災害などにおいて、緊急に援助が必要となる場合、NGO、地方自治体、 繁急に援助が必要となる場合、NGO、地方自治体、 (財)神奈川県国際交流協会等が中心となり、「緊急援助委員会(仮称)」を設置するなどして、一体的、効率的な援助体制の確立を図るために必要な支援を行うこと。
- 提言8 「緊急援助委員会(仮称)」の要請により、自治体職員の医師・看護婦などの医療技術者を、 海外を含めた災害現場に派遣する制度を検討すること。
- 提言9 緊急災害時の援助物資集積場所や活動拠点として、地方自治体の持つ遊休施設等の活動が大きの方式を持ている。 まず けんとう 用を検討するとともに、その利用規約等の策定にあたっては、NGOの参画のもとに行うこと。

(理由・背景)

- 現在、海外において重大災害が発生した場合、数多くのNGOが緊急支援を実施しているが、援助物資の集積、保管、発送、援助資金の募金方法など、1つのNGOだけでは力不足であり、より効果的な援助を行うためには、NGO間の協力や地方自治体の支援が欠かせない。
- ① 1999 (平成11) 年9月の台湾大地震の際、(財) 神奈川県国際交流協会は、県と連携して生活 後興活動 支援募金を集め、それを現地のNGO団体に配分、新託した。その配分は、NGOかなが というないます。 いいん ない はいがん ない はいがん ない はいがん というりゅうきょうかい わ国際協力会議も委員として加わり、募金配分委員会が設置され、県と国際交流協会、NGOが 連携して、募金の有効活用を図ることができた。
- そこで、こうした経験から、NGOと県、(財)神奈川県国際交流協会等が連携して、「緊急援助 委員会(仮称)」の制度をつくり、災害発生時に会議を招集して緊急援助のあり方や具体的な方法 等を調整する仕組みの構築を提言する。

そして、この災害時緊急援助制度を設けるために、NGOと県、関係者等で構成する検討委員会を設けることを提案する。

また、実際の援助にあたっては、県の医療従事職員や建築技術職員等の派遣を行えるよう制度では、サルとう。また、実際の援助にあたっては、県の医療従事職員や建築技術職員等の派遣を行えるよう制度では、サルとう。また。

○ さらに、災害発生時には、毛布などの物品が多く寄せられる場合があるが、NGOではそのためのいちにてき、しゅうせき、ほかん、はっそうはしょ、かくほ、せずか。一時的な集積、保管、発送場所の確保が難しい。そこで、学校や公共施設などの空いているスペースや施設を利用できるよう、NGOの参画により取り決めを策定する。

③ 国際協力、国際理解に関する教育の促進について

- 提言10 子どもたちの国際協力や国際理解に関する意識の啓発を図るため、国際理解に関する授業を拡充するとともに、授業プログラムづくりにNGOや外国籍県民が参加し、さらに講師として学校教育現場へ派遣する仕組みをつくること。
- 提言11 県・市町村職員、教職員を対象とした国際理解研修の充実を図るとともに、特に教職員については、費用の一部を負担するなどの方法により、NGO等が実施するスタディツアーへの参加を促進すること。

(理由・背景)

- 学習指導要領の改定により、2002年から学校教育に「総合的な学習の時間」が導入され、学習 課題の4つの例示の一つに「国際理解」が掲げられている。しかし、学校現場の教師は、必ずしも 国際的な活動の経験を持つ訳ではなく、国際理解への取り組みや、教材開発、プログラムづくりに 苦慮している。
- 一方、NGOは国際的な協力・交流の活動の中から、国際的視野と国際理解を培っている。また、「市民社会の成熟」や「循環型社会の構築」には、子どもの頃からの体験と学習が重要であり、NGOや外国籍県民とともに企画する授業は、非常に効果的であると考えている。

しかし、NGOは教育の場において、その活動で得た知識や経験を生かす機会が十分でないといり現状がある。

- そこで、国際理解教育の取り組みを拡充するとともに、学校現場をサポートするため、NGOや外 国籍県民が授業プログラムづくりに参加し、学校への派遣をコーディネートする仕組みをつくり、そ のための予算措置を行うことを要望する。
- さらに、地域の国際化を進めるためには、県、市町村職員や教職員の国際理解が不可欠であり、
 「けんしゅう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 「できょう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 「できょう
 」
 「できょう
 「できょう
 「できょう

2 提言以外に協議された事項

今回の最終提言の項目としては盛り込まれなかったが、会議で取り上げられ、今後、研究や検討を **
進めていく必要があるものとして、次のような事項が示された。

- NGOと企業とのかかわりのあり方について
- NGOの基盤整備について(財源、会員制度、人材育成、情報管理、広報、法人格、社 かいてきしんよう かくりっ 会的信用の確立など)
- とくていなえいりかつどうそくしんほう けんしょう ほうじんかくしゅとく ともな 特定非営利活動促進法の検証、NPO法人格取得に伴うメリット・デメリットについて
- 暮らしの中からの非核・平和について
- 。 友好交流、友好提携のあり方について

く第2期への検討に委ねられた事項>

- ○NGOと自治体とのパートナーシップ事業の具体化について
- こくさいきょうりょく かんきょうぜい どうにゅう ○国際協力・環境税の導入について

3 会議活動状況

<1998年>

第1回NGOかながわ国際協力会議

時:11月21日(土)14:00~17:00

場所:地球市民かながわプラザ

が、ようがいいんでではようかい せいぶくいいんちょうせんしゅつ こんご きょうぎじょう 内 容:各委員自己紹介、正副委員長選出、今後の協議事項について

<1999年>

●今後の協議事項についての意見交換会

日 時:1月16日(土)15:00~17:30

場がいたがわ県民活動サポートセンター

ない よう きょうぎ ほうこうせい きょうぎじこう ちゅうしゅつ ぶかいせっち かりとう 内 容:協議の方向性、協議事項の抽出、部会設置の可否等について

第2回NGOかながわ国際協力会議

時: 2月7日(日) 14:00~17:00 日

場 所:地球市民かながわプラザ

●予備会議(第1回)

日 時:3月1日(月)18:30~21:00

場 所:かながわ県民活動サポートセンター

が、ようかくいいん。 大いいん。 きょうぎ かいないとう でいる。 きょうぎ でいる。 がんなんとう について

●市民活動フェア'99への展示参加 日 時:3月13日(土)、3月14日(日)

所:かながわ県民活動サポートセンターでは、かいば、さまざましょんかっとうだんだい的:NGO会議を様々な市民活動団体にPRし、そこで得られた意見を今後のNGO会議の協議に反映させるため、会議の目的、協議状況等を展示するとともに、ニュースレター 等の配布を行った。

●予備会議(第2回) にち は がっにち きん 日 時:4月2日(金)18:45~21:30

場 所:かながわ県民活動サポートセンター

が、ようでしまんしゃかい せいじゃく かん れんけい じゅっ 内 容:「市民社会の成熟」「NGO間の連携と自立」について

●鎌倉市国際交流・協力団体連絡会(鎌倉市)

日 時:4月23日(金)18:30~19:30

所:鎌倉市役所会議室

的:NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO かいき きょうりょく いらい いいんちょう じむきょくたいおう 会議への協力を依頼した。(委員長、事務局対応)

- → が かいぎ だい かい 予備会議 (第3回)
 - 日 時:5月6日(木)18:45~21:30
 - 場 所:かながわ県民活動サポートセンター
 - 内 容:「NGOのファンダメンタル」「教育」「NGOと企業の連携」について
- だんたいれんらくかいぎ ょこすかしこくさいこうりゅうきょうかい ●団体連絡会議(横須賀市国際交流協会)
 - 時:5月17日(月)10:00~

 - 所:ヴェルクよこすか
 - できた。これでは、かいました。 的:NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO 会議への協力を依頼した。(横須賀市国際交流協会に対応を依頼)
- ●民間交流団体連絡協議会((財)川崎市国際交流協会)
 - 時:5月18日(火)18:30~

 - しょ かゎさきしこくさいこうりゅう
 所:川崎市国際交流センター
 - できた。これでは、これでは、これではない。 的:NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO 会議への協力を依頼した。(委員対応)

第3回NGOかながわ国際協力会議

- 時:5月22日(土)15:00~18:00
- にょ 5 きゅうしゅん 所: 地球市民かながわプラザ
- ない。よう 内容:「NGOと行政の連携」、オープン会議について
- - 日 時:6月24日(木)18:30~21:00
 - 場 所:かながわ県民活動サポートセンター
 - がいます。 かいまいり ちゅうかんぽうこく む きょうき きょうき ちょう ないまいり 内 容:オープン会議、中間報告に向けた協議テーマの再整理について
- ●予備会議(第5回)
- 日 時:7月22日(木)19:00~22:00

 - 場 所:かながわ県民活動サポートセンター
 - 内容:県の国際政策に関する提言について
- ●予備会議 (第6回)
- - 日 時:8月26日(木)18:45~22:00

 - 場 所:かながわ県民活動サポートセンター

 - 内容:県の国際政策に関する提言について

第4回NGOかながわ国際協力会議

- 時:9月11日(土)14:00~17:00
- 所:地球市民かながわプラザ
- が、よう ちゅうかんほうこく 内 容:中間報告の取りまとめ、オープン会議について

だい かい 第5回NGOかながわ国際協力会議(オープン会議)

時:11月14日(日)13:30~17:00

場 所:地球市民かながわプラザ は が: 地球市民かながわプラザ ない よう ちゅうかんほうこく こゅう もんだい かん いけんこうかん 内 容:中間報告、NGO固有の問題、NGOと外国籍県民の問題に関する意見交換

●予備会議(第7回)

・ 時:12月2日(木)18:45~21:00

場 所:かながわ県民活動サポートセンター

が、よう。 5 きゅうしょんか 内 容:「地球市民フェスタ2000 in ODAWARA」への参加について

<2000年>

●予備会議(第8回)

時:1月17日(月)18:45~21:00

**。 ちきゅうしゅん 容:「地球市民フェスタ2000 in ODAWARA」への参加について

定い かい こくさいきょうりょくか いぎ ごうどうか いぎ 第6回NGOかながわ国際協力会議(合同会議)

時:2月6日(日)13:30~15:00

しょ。 ポセ ゎ゚。 レ゚セ゚んとう 所: 小田原市川東タウンセンター「マロニエ」

ない。またおうちかましかいこくままじゅうかん。 かっとうじょうきょうほうこく できない たんけい 答: 小田原地域の外国籍住民、NGOの活動状況報告、NGOと自治体の連携のあり方、 がいこくじん しゅうろう かん もんだい いけんこうかん 外国人の就労に関する問題について意見交換

* がかいぎ だい かい 予備会議(第9回)

時:3月7日(火)18:45~22:00

所:生活クラブ生協 オルタナティブ生活館

内容:今後の協議の進め方、部会の設置について

第7回NGOかながわ国際協力会議

時:4月21日(土)15:00~18:00

所:地球市民かながわプラザ

ない よう さいしゅうていけん と 内 容:最終提言の取りまとめについて

*活動推進部会、国際協力部会の2部会を設置。(運営要領第4条)

時:5月30日(火)9:30~12:00 日

所:横浜合同庁舎

が、 よう でいこちがいこくにん まも かんこく ちょうせんじん 内 容:「在日外国人(主に韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

*運営要領第4条によりNGOかながわ国際協力会議で設置し、外国籍県民かながわ 会議委員、行政職員他が委員として参加。

た。 かい 第8回NGOかながわ国際協力会議

時:6月10日(土)15:00~18:00

所:地球市民かながわプラザ

内容:最終提言の取りまとめについて

○かながわ国際政策懇話会との意見交換

時:6月12日(月)15:00~16:30

場所:かながわ県民センター

て意見交換

■多文化教育研究会(第2回)

時:6月20日(火)10:00~12:30

所:かながわ県民センター

ない よう さいにもがいこくじん しゅ かんこく ちょうせんじん きょういく きょう はんほうしん かいてい 内 容:「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

第9回NGOかながわ国際協力会議

時:7月8日(土)15:00~18:00

にょ ちきゅうしゅん 所:地球市民かながわプラザ

ょう さいしゅうていげん と 容:最終提言の取りまとめについて

所:かながわ県民センター

※ よう さいにもかいこくじん しゅう かんこく ちょうせんじん 内 容:「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

■多文化教育研究会(第4回)

時:8月9日(水)15:00~17:00 Ħ

場所:かながわ県民センター

第10回NGOかながわ国際協力会議

時:9月9日(土)14:00~18:00

しょ ちきゅうしゅん 所:地球市民かながわプラザ

内容:最終提言の取りまとめついて

4 参考資料

(1) <u>外国人</u>登録者数及び推移 **っまっげんぎい 〇外国人登録者数(1999年12月末現在)

(2) 外国人登録者の状況の推移(神奈川県)

	1989年		1999年		1989年を100とし たときの1999年
	とううくしゃすう にん 登録者数(人)	ະງູຢູນ 構成比(%)	とうろくしゃすう にん 登録者数(人)	構成比(%)	752001999年 の指数
********************** 韓国•朝鮮	32, 560	50. 6	32, 927	28. 3	101
_{ちゅうごく} 中 国	11, 901	18. 5	24, 764	21. 2	208
ブラジル	2, 895	4. 5	12, 544	10. 8	433
ペルー	1, 252	1. 9	6, 700	5. 7	535
ベトナム	996	1. 5	2, 667	2. 3	268
カンボジア	857	1. 3	1, 154	1. 0	135
ラオス	553	0. 9	1, 015	0. 9	184
その他	13, 381	20. 8	34, 764	29. 8	260
計	64, 395	100. 0	116, 535	100. 0	181

三年数:119カ国(1989年)→155カ国(1999年)

(3) 外国籍児童・生徒の在籍状況の推移(神奈川県)

	1991年		2000年		1991年を100とし た時の2000年の
	在籍者数(人)	構成比(%)	在籍者数(人)	構成比(%)	指数
_{かんこく ちょうせん} 韓国•朝鮮	2, 209	51. 1	1, 411	24. 5	64
_{ちゅうごく} 中 国	724	16. 7	1, 435	25. 0	198
ちゅうなんべいしょこく 中南米諸国	459	10. 6	1, 449	25. 2	316
へ゛トナム・ラオス・ カンホ゛シ゛ア	652	15. 1	768	13. 4	118
その他	283	6. 5	686	11. 9	242
けい 言十	4, 327	100. 0	5, 749	100. 0	133

こうりつしょう ちゅうがっこう けんりつこうとうがっこう もう ようこがっこう ざいせき じどう せいと すう*公立小・中学校、県立高等学校、盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の数

(4) 国際結婚率の推移 (全国の状況:厚生省実施「人口動態統計」から)

## A	1968	1978	1988	1998
こくさいけっこんりつ 国際結婚率	0.5%	0.7%	2.4%	3.8%
^{けん} 数	4, 784件	6, 280件	16, 872件	29, 636件

※国際結婚率:全婚姻数に占める夫婦の一方が外国籍である婚姻件数の割合

☆神奈川県の状況:4.5%(国際結婚率) 2,703件(国際結婚件数)[1998年]

(5) 第2次出入国管理基本計画(抄)

第二章 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針。 第二章 は入国管理行政の主要な課題と今後の方針。

1 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現

(6) 在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針 (1990年3月23日 神奈川県教育委員会制定)

すべての人間は生まれながらにして自由で、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは人類普遍の原理であり、「世界人権宣言」及び日本国憲法や教育基本法の基底となっている理念である。1979年にようか、ないても、大が国はこの「世界人権宣言」の精神の具体的な実現のため、国際連合で制定された「国際和54年)、我が国はこの「世界人権宣言」の精神の具体的な実現のため、国際連合で制定された「国際地域の特別を批准している。すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いであり、その実現に向かって教育の果たす役割は大きい。

神奈川県の教育は、個人の尊厳を重んじ、平和を愛し、心と身体の調和のとれた、健康で、人間性と創造性豊かな人間の育成をめざしており、各市町村では、地域の特性を生かしたさまざまな教育が行われている。県教育委員会でも、「自然、人とのふれあい教育」、「福祉教育」、「国際理解教育」、「男女平等教育」など神奈川の特色ある教育及び同和教育を推進してきた。

本県には、約125か国、6万人[1989年(平成元年)6月30日現在の外国人登録者]の外国人が県民として生活しており、このうちの約半数が韓国・朝鮮人である。

この人たちの多くは、1910年(明治43年)の韓国併合後の我が国の植民地政策等をはじめとする歴史 ではいいます。たいに、まかいたいまな。この人をおり、1910年で開始43年)の韓国併合後の我が国の植民地政策等をはじめとする歴史 的経緯及び第二次世界大戦後の南北に分断された母国の事情や生活基盤の喪失等によって、やむなく 日本で働き生活せざるを得なくなった人たちとその子孫である。

このような経過のなかで、この人たちの人権は長い間軽視されてきた面があり、現在でも、教育、就労、
ないにもかんこく ちょうまんじん たい
福祉等において在日韓国・朝鮮人に対する厳しい差別や偏見が根強く残っている状況がある。そのため、児童・生徒が学校や地域社会において、本名が名乗れないという実態もある。

神奈川の子どもたちが多様な文化と個性を尊重し、たがいに認め合いながら、正しい認識のもとに、身 造に存在する差別や偏見を克服していくことは、国際社会において、健全な国際人として認められ、よりよく生きていくためにも大切なことである。また、県内に居住する外国人が本名を名乗り、民族的自覚と覧りをもって生きるとともに、県民として、共に住みよい神奈川の創造をめざすことのできる環境づくりも必要である。

県教育委員会は、以上の認識に立って、学校・家庭・地域社会の協働のもとに、在日外国人にかかわ ままいく せっきょくてき すいしん る教育を積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育では、人間尊重の精神を基盤にした国際理解教育を深め、正しい認識に立って差別や偏見を見抜く感性を養うとともに、差別や偏見を批判し排除しようとする勇気ある児童・生徒を育成する。また、在日外国人児童・生徒に対しては本名が名乗れる教育環境をつくり、民族としての誇りをもち、自立できるよう支援する。
- 自立できるよう支援する。
 しゃかいきょういく

 ・ 社会教育では、差別や偏見を根絶し、共に生きることのできる国際社会の実現をめざし、指導者の啓発・研修をはじめ、生涯学習の充実に努める。
- 3 教育行政では、在日外国人にかかわる教育に関する理解と認識を深めるため、学校教育及び社会教育の充実を図るとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を進める。

(7) NGOかながわ国際協力会議設置要綱

せっちもくてき (設置目的)

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を選るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。
 - (1) 県の国際政策に関すること。
 - (2) 県とNGOとの連携に関すること。
 - (3) 県内NGO間の連携に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

- 第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

 - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
- 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

うんえいとう (運営等)

- 第5条 NGO会議は、委員長が招集する。
- 2 NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

- だい じょう いいん だい じょう まだ せっちもくてき 第6条 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の利益のみを 追求するものではない。
- 2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

- 第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。
- 2 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、NGO会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、NGO会議の要請に対応するものとする。

(庶務)

策略条 NGO会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

҈ा हु ⟨ (補則)

策り条 この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

が削

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

が削

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

(8) NGOかながわ国際協力会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

がいさいとう (開催等)

- 第2条 NGO会議の開催回数は、1年に8回程度とする。
- 2 NGO会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。
- 3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(傍聴)

- 第3条 NGO会議を傍聴しようとする者は、NGO会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。
- 2 傍聴人がNGO会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(部会)

- 第4条 NGO会議には、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長がNGO会議に諮って設置する。
- 3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及 び結果を委員長に報告する。

(県内NGO等との連携)

- 第5条 NGO会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGOに周知するとともに、必要に応じて県内NGOとの意見交換及び意見集約を行うフォーラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。
- 2 NGO会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話がいよう きょうりょく れんけい ほか 会等との協力・連携を図る。
- 3 NGO会議の庶務については、財団法人神奈川県国際交流協会と協力して行う。

(解嘱の申出)

- 第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。
 - (1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 委員の所属している団体が、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

附剿

- 1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。

前 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

5 委員名簿

t son 氏 名	Ls ぞく だん たい しょぞく ぶ 所属団体 (所属部	5 会)
© 佐藤 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	プルトニウムフリー・コミュニケーション神奈川 せいねんかいがいきょうりょくたいかながわけん 青年海外協力隊神奈川県OB会 かながわ女のスペース"みずら" LET'S国際ボランティア交流会 ソナの会 くきのねえんじょうんどう 草の根援助運動	(活動推進部会)
横川 芳江 ワスナニ・モニカ・孝子 とりさわ みっぱ	特定非営利活動法人 地球の木 マジカル・チャイルド・クラブ カベラ日本語の会 (1999年5月22日 退任) サヘルの会神奈川支部 (1999年11月14日 ************************************	(国際協力部会) かつどうすいしんぶかい (活動推進部会) たいにん 退任)

◎=委員長 ○=副委員長 (多文化教育研究会には全員が参加)

事務局からのお知らせ

この最終報告に関するご意見をお待ちしております。事務局までご連絡ください。

こくさいきょうりょくかいぎじむきょく <NGOかながわ国際協力会議事務局>

かながわけんけんみん ぶこくさいか 神奈川県県民部国際課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL:045-210-1111 内線3748~3750 FAX:045-212-2753

E-mail:kokusai@pref.kanagawa.jp

ゕながわけん こくさいせいさく <神奈川県の国際政策のホームページ>

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm

(「新着情報・お知らせ」で会議の議事録がご覧になれます。)